

令和3年8月2日

令和3年第6回神奈川県議会臨時会

産業労働常任委員会資料

(令和3年8月2日付託分)

産業労働局

令和3年度8月補正予算

I 令和3年度8月補正予算総括表【産業労働局関係】	1
II 令和3年度8月補正予算の内容【産業労働局関係】	2

(注) 数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和3年度8月補正予算総括表【産業労働局関係】

(一般会計)

(単位：千円)

内 訳 科目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 8月補正 予算 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,889,419	0	7,889,419	-	-	-	-	
(項)労政費	4,742,690	-	4,742,690	-	-	-	-	
(項)職業訓練費	2,537,974	-	2,537,974	-	-	-	-	
(項)雇用対策費	339,930	-	339,930	-	-	-	-	
(項)労働委員会 費	268,825	-	268,825	-	-	-	-	
(款)商工費	383,328,524	30,904,710	414,233,234	30,595,662	-	-	309,048	
(項)商工総務費	357,132,828	30,904,710	388,037,538	30,595,662	-	-	309,048	感染症拡大防止協力金 事業費
(項)工業費	5,357,450	-	5,357,450	-	-	-	-	
(項)商工金融費	20,838,246	-	20,838,246	-	-	-	-	
小 計	391,217,943	30,904,710	422,122,653	30,595,662	-	-	309,048	
用途を指定しない収入	-	-	-	-	-	-	-	
産業労働局 ・労働委員会計	391,217,943	30,904,710	422,122,653	30,595,662	-	-	309,048	

(特別会計)

中小企業資金会計	2,833,879	-	2,833,879	-	-	-	-	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

(一般会計+特別会計)

産業労働局 ・労働委員会合計	394,051,822	30,904,710	424,956,532					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和3年度8月補正予算の内容【産業労働局関係】

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(飲食店等向け・第13弾再追加・延長分／大規模施設等に対する協力金・第4弾再追加・延長分)

8款 商工費 1項 商工総務費

感染症拡大防止協力金事業費

(1) 目的

令和3年8月2日からの緊急事態宣言の発出に伴う、県からの休業要請や営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等に対する協力金を追加で措置する。

(2) 内容

ア 飲食店等

県からの要請に協力し、休業する酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等、及び5時から20時までの時間短縮営業を行う酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等に、売上高等に応じた協力金を交付する。

イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、5時から20時まで又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

また、県からの要請に協力し、休業する飲食業の許可を受けていないカラオケ店に、協力金を交付する。

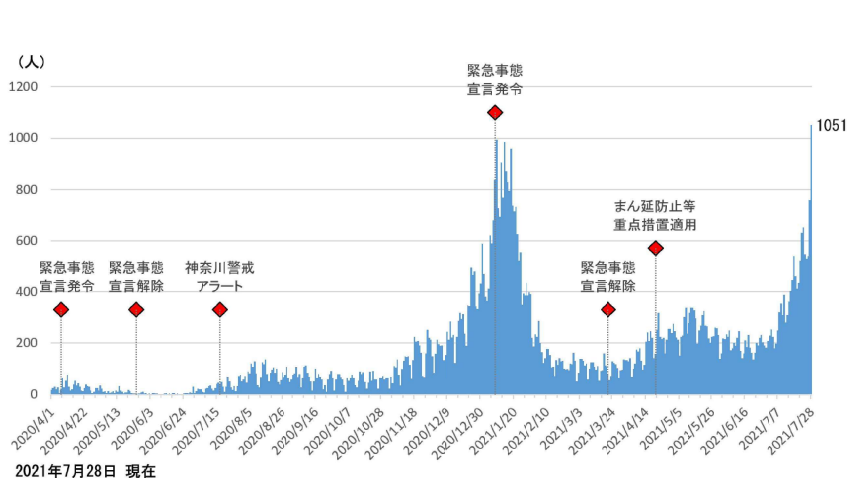
(3) 予算額 30,904,710千円



新型コロナウイルスに係る現在の状況及び 緊急事態宣言発令に係る県の対応

(第39回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	週合計
6月	30	31	6/1	2	3	4	5	週合計
	233人	139人	159人	218人	215人	234人	224人	1422人
6月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	249人	173人	179人	201人	189人	220人	247人	1458人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	170人	141人	160人	210人	184人	231人	181人	1277人
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	162人	135人	163人	201人	192人	221人	231人	1305人
	27	28	29	30	7/1	2	3	週合計
	203人	192人	181人	209人	211人	230人	254人	1480人
7月	4	5	6	7	8	9	10	週合計
	226人	180人	198人	250人	322人	355人	310人	1841人
	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	389人	280人	308人	361人	403人	446人	539人	2726人
	18	19	20	21	22	23	24	週合計
	460人	412人	433人	521人	630人	652人	547人	3655人
	25	26	27	28	29	30	31	
	531人	540人	758人	1051人				

ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅲ	45.53% 815床 7月29日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	358床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	895床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅲ	35.18% 70床 7月29日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	39床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	99床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅳ	60.98人 5,622人 7月29日 時点	人口10万人当たり全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率		Ⅳ	17.37% 7月28日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅳ	56.86人 5,242人 7月29日 時点	人口10万人当たり週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 25人以上	2,304人 (週平均3029.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ・Ⅳ	63.56% 7月29日 時点	50%以上		50%以上	

参考: 病床利用率(即応病床中)
病床全体: 52.43%
うち重症: 42.42%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

措置開始からの居住市町村別県内新規感染者の発生状況

※下記表は、4月21日から、1週間ごとの10万人あたりの新規感染者数を、市町村別に記載しております。
※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

25人以上(ステージⅣ)	紫
15人~25人(ステージⅢ)	赤
10人~15人(ステージⅡ)	黄

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6	7.7~7.13	7.14~7.20	7.21~7.27	
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26	22.22	31.75	36.67	横浜市
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.93	18.51	30.07	44.82	63.98	川崎市
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66	30.84	24.62	37.76	相模原市
横須賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17	21.01	19.73	29.72	横須賀市
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39	13.05	23.81	41.67	藤沢市
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13	10.32	18.98	35.07	茅ヶ崎市
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30	16.48	4.12	12.36	寒川町
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31	18.63	23.29	25.23	平塚市
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63	7.26	7.26	21.79	二宮町
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00	12.85	9.64	19.28	大磯町
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09	9.74	19.48	29.82	秦野市
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69	17.63	11.75	19.59	伊勢原市
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52	28.91	41.06	63.03	鎌倉市
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53	12.28	19.30	29.83	逗子市
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51	3.17	6.34	19.02	葉山町
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18	11.96	4.78	19.14	三浦市
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22	24.33	23.28	26.45	小田原市
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00	18.31	0.00	0.00	箱根町
海老原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00	8.52	29.81	34.07	海老原町
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87	59.49	14.87	14.87	真鶴町
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97	7.27	19.39	26.66	南足柄市
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	73.45	20.99	山北町
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.67	10.79	10.79	0.00	0.00	0.00	43.14	0.00	中井町
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00	5.86	11.72	82.05	大井町
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00	18.72	28.08	0.00	松田町
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47	0.00	5.49	38.45	開成町
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43	16.98	17.87	29.94	厚木市
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54	24.34	28.03	25.82	海老名市
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36	18.36	22.18	22.18	座間市
綾川町	Kanagawa Prefectural Govt		10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47	0.00	33.11	5.09	綾川町
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	98.52	清川村
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04	13.80	33.45	48.09	大和市
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75	4.75	22.55	48.66	綾瀬市

緊急事態宣言措置の考え方

- 本県は、神奈川県版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強いメッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。

特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）

特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から8月31日までとする。

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとっている仲間と少人数で

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 路上での飲酒（いわゆる路上飲み）やホームパーティー等をしない

○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面：飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

事業者への要請(飲食店等)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請(法第45条第2項)
(現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請)

○酒類(持込み含む)又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮
(5時から20時まで)を要請(法第45条第2項)

○まん延防止等の措置(法第45条第2項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- ・飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・要請に応じない事業者への命令(法第45条第3項)
- ・要請・命令時の公表(法第45条第5項)
- ・命令のための立入検査等(法第72条)
- ・命令違反等に対する過料(法第79条、80条)

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

Kanagawa Prefectural Government

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、 ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(飲食店等以外の施設) ②

○ 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請(法第45条第2項)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保

○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ

○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。

○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

Kanagawa Prefectural Government

事業者への要請(イベントの制限)

措置内容

○収容人数等の要請(法24条第9項)

施設の収容定員

人数上限 5000人
かつ
収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

強化する取組

○病床確保フェーズの引き上げ

特に入院者数が増えている中等症・軽症の病床を、フェーズ3(1,316床)からフェーズ4(1,591床)に引き上げ ※重症病床(159床)

○宿泊療養施設のさらなる確保

複数ホテルで900室以上の確保に向けて調整中(8月中)

○抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策

県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討

Kanagawa Prefectural Government

措置の強化及び実効性を確保する取組

○20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化

職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応

○特措法の厳正な運用

要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など

○協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進

先行交付の実施など

○県立学校の部活動に関する対策の強化

練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど

※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能

○県民利用施設の対応強化

原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。

Kanagawa Prefectural Government

飲食店等に対する協力金（第13弾再追加・延長分）について

		緊急事態宣言措置区域（県内全域）	
協力金の交付対象施設		酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ 利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む ※ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く	酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
協力金の交付要件 (8/2~8/31の30日間)	営業時間	終日休業	営業時間は5時から20時まで
	その他の交付要件	—	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
想定対象店舗数		約40,000店舗	
協力金の算定方法		<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限 4万円 /日、上限10万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4（下限なし、上限20万円/日）	

追加予算額 266億1,936万円

大規模施設等に対する協力金（第4弾再追加・延長分）について

8/2から8/31までの30日間において、緊急事態措置区域である県内全域で、時短・休業要請に応じた大規模施設等に対して協力金を交付する。

<時短要請>

	大規模施設	テナント等
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に來場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ テナント等把握管理分(10店舗以上の場合) 「時短営業したテナント数×2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」

<休業要請>

	飲食業の許可を受けていないカラオケ店	
交付対象	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡超のカラオケ店	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡以下のカラオケ店
協力金 (日額)	休業した面積1,000㎡毎に20万円/日	2万円/日

追加予算額 42億8,535万円